

帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正（骨子案）について

1 背景

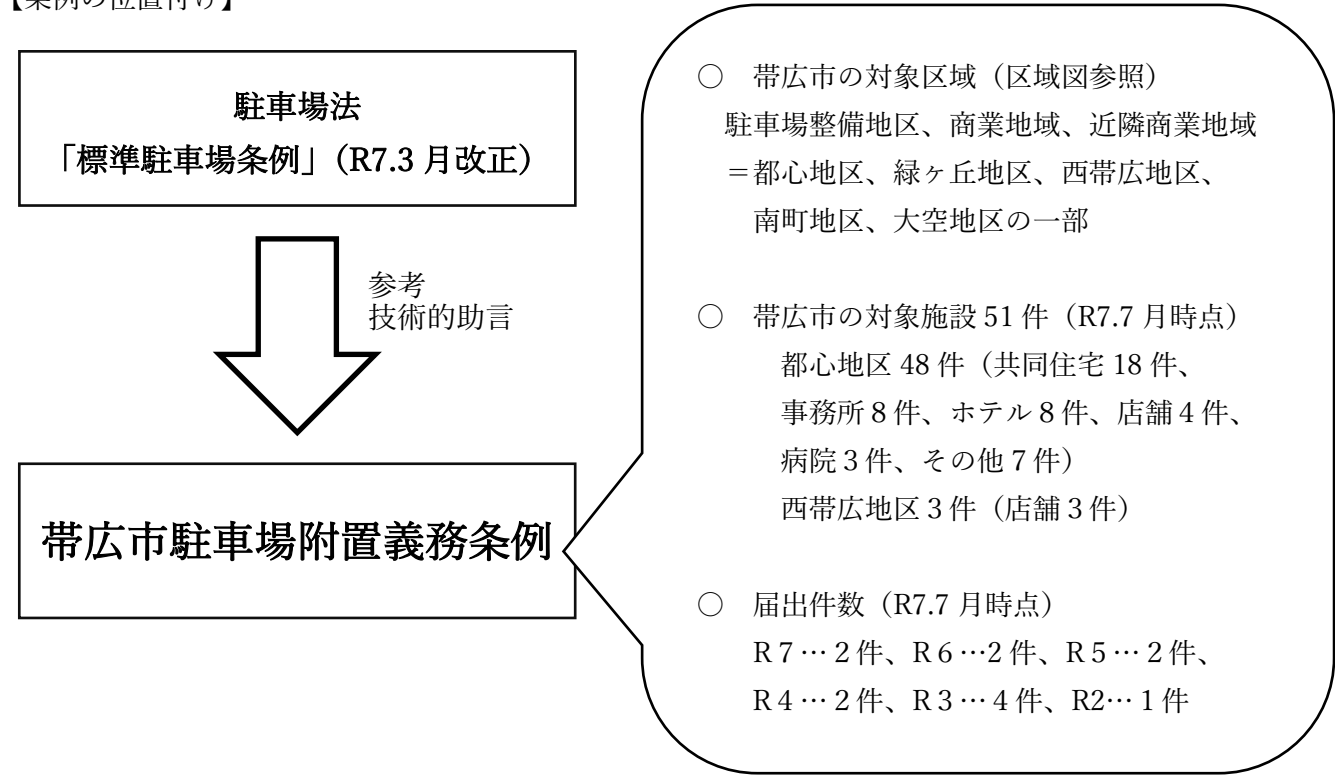
駐車場法に基づき、地方公共団体は条例により、建築物またはその敷地内に駐車施設の設置を義務付ける（附置義務制度）ことができることとされており、国土交通省では、当該条例の参考として「標準駐車場条例」を策定しています。

帯広市では、平成8年4月に「帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」（以下「帯広市駐車場附置義務条例」という。）を施行し、対象区域（区域図参照）で一定規模以上の建築物※を新設又は増築する場合、その用途や面積等に応じて駐車施設の附置義務を課しています。

※一定規模以上の建築物について

特定用途（店舗や事務所などの駐車需要が大きいもの）の建築物については、延べ床面積が1,000㎡を超えるもの。非特定用途（特定用途以外のもの）の建築物については、延べ床面積が2,000㎡を超えるもの。

【条例の位置付け】



2 趣旨

国土交通省では、共同住宅への配送需要の増加等に対応した荷さばき駐車施設の確保に加え、公共交通の利用促進や車種毎の駐車施設の需給の偏り解消、更なるユニバーサルデザインや車両の大型化等に対応するため、令和7年3月に標準駐車場条例を改正し、地方公共団体に対して、附置義務条例の見直しを促している（技術的助言）ところであり、これに基づき、帯広市においては帯広市駐車場附置義務条例を一部改正しようとするものです。

3 標準駐車場条例の改正内容及び帯広市の対応

（1）共同住宅への荷さばき駐車施設附置義務の追加	
改正内容	共同住宅への配送需要の増加、物流 2024 年問題への対応として、一定規模（50 戸等）以上の共同住宅に対して戸数に応じて（100 戸あたり 1 台等）荷さばき駐車施設を設置
帯広市の対応	標準条例に合わせて、市条例の規定を変更及び追加する。
（2）公共交通利用促進措置による緩和	
改正内容	公共交通の利用促進施策を講じた場合等の附置義務の緩和により、駐車場供給の適切化
帯広市の対応	標準条例に合わせて、市条例に規定を追加する。
（3）既存の附置義務駐車施設の振替・緩和に係る規定の追加	
改正内容	車両規格の多様化への対応や自動二輪車等の多様な車種の駐車施設の確保
帯広市の対応	標準条例に合わせて、市条例に規定を追加する。
（4）廃止時の届出の義務化	
改正内容	施設の廃止に伴い廃止された附置義務駐車施設の把握
帯広市の対応	標準条例に合わせて、市条例に規定を追加する。
（5）荷さばき駐車施設の車高への対応	
改正内容	車両の大型化への対応として、はり下高さ 3.2m とするもの（現在は 3 m）
帯広市の対応	標準条例に合わせて、市条例の基準を変更する。
（6）車椅子使用者駐車施設の数・車高への対応	
改正内容	駐車施設の数に応じた基準に見直すとともに、リフト付き福祉車両の高さに配慮し、はり下高さ 2.3 メートルとするもの（現在は高さの基準がない）
帯広市の対応	標準条例に合わせて、市条例の基準を変更する。
（7）集約駐車場への隔地に係る規定の追加	
改正内容	一定の要件を満たす集約駐車場を指定し、当該集約駐車場への隔地による駐車施設の確保
帯広市の対応	指定する駐車施設がないため、 <u>市条例には追加しない</u> 。

○上記改正と併せて、標準駐車場条例に則して、附置義務台数に係る基準の一部緩和や大規模な事務所の附置義務台数の緩和の規定を追加するほか、施行規則を見直します。

4 帯広市駐車場附置義務条例の概要表

改正前

①対象区域	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域				
②対象条件	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計が1,000平方メートルを超える場合				
③附置台数	特定用途				非特定用途
	1台/150㎡				1台/350㎡
④荷さばき駐車場の条件	特定用途の合計が2,000平方メートルを超える場合				
⑤荷さばき台数	店舗	事務所	倉庫	その他	
	1台/3,000㎡	1台/5,000㎡	1台/1,500㎡	1台/4,000㎡	
⑥車いす台数	1台以上				
⑦駐車場の規模	小型乗用車駐車場	幅2.3m	奥行5.0m		
	普通乗用車駐車場	幅2.5m	奥行6.0m		
	荷さばき駐車場	幅3.0m	奥行7.7m	はり下高さ3.0m	
	車いす駐車場	幅3.5m	奥行6.0m		

改正後

※下線部…変更箇所

①対象区域	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域				
②対象条件	特定用途（ <u>共同住宅を除く。</u> ）に供する部分の床面積と <u>共同住宅及び</u> 非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計が1,000平方メートルを超える場合				
③附置台数	特定用途				非特定用途
	<u>店舗</u>	<u>店舗及び共同住宅以外の特定用途</u>		<u>共同住宅</u>	
	1台/150㎡	<u>1台/200㎡</u>		<u>1台/450㎡</u>	
④荷さばき駐車場の条件	特定用途（ <u>共同住宅を除く。</u> ）の合計が2,000平方メートルを超える場合			<u>2,000平方メートルを超えかつ50戸以上</u>	
⑤荷さばき台数	店舗	事務所	倉庫	その他	
	1台/3,000㎡	1台/5,000㎡	1台/1,500㎡	1台/4,000㎡	<u>1台/100戸</u>
⑥車いす台数	<u>附置台数が200台以下…附置台数の2%</u> <u>附置台数が200台超え…附置台数の1%に2を加えた台数</u>				
⑦駐車場の規模	小型乗用車駐車場 幅2.3m 奥行5.0m 普通乗用車駐車場 幅2.5m 奥行6.0m 荷さばき駐車場 幅3.0m 奥行7.7m <u>はり下高さ3.2m</u> 車いす駐車場 幅3.5m 奥行6.0m <u>はり下高さ2.3m</u>				
⑧追加規定	<u>大規模な事務所および共同住宅の附置義務台数の緩和</u> <u>共同住宅の荷さばき駐車施設の規模の一部緩和</u> <u>公共交通利用促進措置による附置義務台数の緩和</u> <u>廃止時の届出</u> <u>既存の附置義務駐車施設の振替・緩和</u>				

5 今後のスケジュール

- 令和7年9月
- パブリックコメントの実施
- 11月
- 建設委員会 パブリックコメントの結果等を報告
- 12月
- 条例改正案を提案
- 令和8年4月1日
- 条例の施行

参考 帯広市駐車場附置義務条例対象区域図

